立川市公共施設自動販売機設置事業者登録名簿(令和8年度)

対象 物件番号1 (計 5 台)

順位	設置事業者の氏名又は名称	住所又は所在地	付加使用料率
1			
2			
3			

- (1) 物件番号ごとの登録順位の上位者一名に対して使用許可を行うものとします。上位者が欠けた場合には、順次繰り上げるものとします。
- (2) 行政財産の使用許可後、同一施設において自動販売機の増設が必要となった場合には、同一条件で同一者に許可することができます。(令和8年4月1日から令和11年3月31日)